

令和7年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況

開催年月日 令和7年3月12日（木）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長兼感染症対策監 古岡 昇
 福祉局長 山谷 智彦
 介護運営担当課長 佐々木 徳則

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 介護保険について （一）訪問介護事業所空白自治体等について 介護保険についてです。介護保険制度が創設されてから今年で25年目になります。その一方で、訪問介護事業所が減り続けています。社会問題になっています。今や介護崩壊ともいえる状況となっているわけです。 本道における訪問介護事業所がない自治体数はいくつか、また、1つしかない自治体数を直近でいくつか、その半年前との比較で明らかにしていただきたいと思います。 （二）中山間地域における訪問介護事業所について 介護保険は介護の社会化、それからサービスを選択できるという触れ込みで創設されたわけですが、道内の訪問介護事業所がゼロ又は、1カ所ということは撤退してしまえばゼロになる自治体が、79自治体もあるということですね。 そこで共通しているのは、中山間地域や農村が多いということです。これらの事業所を運営するのは、業界大手の株式会社ではないんですね。主に社会福祉法人などの中小の非営利法人がほとんどになっています。こうした実態となった要因というものを、道はどのようにお考えか伺いたいと思います。 また、大手は中山間地域などでは効率が悪くて利益を上げられない、そういう地域を敬遠する中で、非営利法人が最後の砦となっている現状があります。しかし、法人等の自助努力だけではこの困難を乗り越えることはできず、抜本的支援を強化することが訪問介護の空白地域拡大を防ぐ手立てと考えるわけですが、併せて見解を伺います。 【指摘等】 近隣からサービスを受けているけれども、実際には利用できなくなってですね、転居している方もいて、人口減に拍車がかかっていると、視察したところで伺ってまいりました。そういう影響が出ているわけです。 （三）計画への影響について 「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」では、サービス量の見込みと整備目標等を設定している訳ですが、訪問介護事業所の休廃業によってサービス提供に影響が出ると考えます。その影響というのを道はどのように把握してらっしゃるのでしょうか。	【介護運営担当課長】 訪問介護事業所の状況についてでございますが、道では、介護保険サービス事業者について、「管理台帳システム」で管理しておりますが、本年1月末現在で事業所がない市町村が14、事業所が1カ所の市町村が65、令和6年7月末時点で事業所がない市町村が14、事業所が1カ所の市町村が64となっております。 【介護運営担当課長】 中山間地域における訪問介護サービスの提供についてでございますが、本年1月末現在、道内で訪問介護事業所がない自治体は14町村であります。近隣市町村に所在する事業所により、サービスが提供されております。 中山間地域はもとより、広域分散、積雪寒冷といった地域特性を有する本道におきましては、訪問介護サービスの提供において、移動時間や移動距離といった課題があると考えておりますことから、道としては、国に対し、本道の地域特性や事業所規模に応じた介護報酬を設定するよう、引き続き、要望してまいります。 【介護運営担当課長】 事業所の休廃業による影響についてでございますが、介護保険法において、事業所が事業を休止又は廃止しようとする場合には、利用者への継続的なサービス提供を確保するため、他の事業所の紹介を行うことや介護支援専門員との連絡調整を行うなど、便宜の提供が義務付けられております。 道では、事業所から休止や廃止の届出が提出された際に、現にサービスを受けている利用者に対する措置の状況を確認し、その後のサービス提供に影響が生じることがないように、当該事業所が責任を持って、必要なサービスが継続して受けられるよう調整を行うことについて助言・指導しております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【指摘等】 道は助言・指導にとどまっていて結局は事業所任せになっているということですね。それでは解決しないんじゃないかと思うんです。 （四）訪問介護事業所の経営実態の把握について 道内の医療介護団体等で構成する「介護される人もする人も、みんな笑顔に！北海道連絡会」という団体がありまして、この団体が実施した道内の５４８訪問介護事業所から寄せられた調査によりますと、２０２３年と比べて５２％の事業所が経営は「悪化した」と回答しております。４３％の事業所が「今後悪くなる」と回答している。 道は、訪問介護事業所の経営実態をどのように把握し、どう認識していच्छいますか。	【介護運営担当課長】 訪問介護事業所の経営についてでございますが、今年度の報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられたため、北海道ホームヘルプサービス協議会など関係団体の皆様からは、物価高騰の長期化など、経費負担が増加する中で、大変厳しい経営状況が続いているとの話を伺っているところでございます。 国においては、次期報酬改定の基礎資料となる令和７年度介護事業経営概況調査において、事業所の経営状況を把握することとしており、道としては、その動向を注視するとともに、関係団体と連携の上、事業所の実態を把握し、そうした結果も踏まえながら、国に対し、本道の地域特性や事業所規模をはじめ、介護職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準が確保できる介護報酬を設定するよう、様々な機会を通じ要望してまいります。
【指摘等】 これまでも要望を重ねてきたと思うんですけれど実現してないわけで、あらゆる機会を通じて強く要望していただきたいと思うんですね。 （五）介護報酬削減の影響について 今の答弁で経営の厳しさということは、道と私と共通認識だということが明らかになったと思います。 そこで、この訪問介護事業所の経営がこれだけ悪化して、事業所の休廃業が相次いでいる背景には、昨年４月に訪問介護基本報酬を引き下げたことが大きな要因だと、一般の調査でも回答されておりました。 昨日は他の委員からもそういう指摘がありました。 訪問介護は「在宅介護の要」と言われているにもかかわらず、ヘルパーの賃金や処遇は他産業と比べて劣悪なままでして、今はなり手がいないということで、旭川でもなり手がいないということで、深刻な人手不足に陥っている状況があります。こうした中で報酬削減が追い打ちをかけて、倒産に拍車をかけていると考えるわけですが、道の見解を伺います。	【介護運営担当課長】 介護報酬削減の影響についてでございますが、訪問介護サービスの介護報酬については、今年度の改定において、基本報酬が引き下げられた一方、処遇改善加算は他のサービスと比べ大きく引き上げられたところであり、道としては、この加算を事業所に有効に活用していただくよう、加算取得に向け、未取得の事業所への要請を実施しております。 また、今定例会冒頭で、介護職員への一時金支給や職場環境改善の取組を支援する補正予算を措置させていただいたところであり、多くの事業所に本事業を活用していただき、職員の確保・定着に繋げてまいります。
【指摘等】 処遇改善加算の改善や補正予算の措置だけでは、もう立ち行かなくなっていることは、道自身もおわかりになっているんだと思います。 そういう手立てをとったということは、それはそれでいいんですけれども、それだけでは解決しないところまでいっているわけです。 （六）道による施策と効果について 事業所経営が悪化し続ければ、事業所の閉鎖等に追い込まれて、訪問介護の空白地域が拡大することになります。 介護を要する地域住民にどのような影響があるとお考	【介護運営担当課長】 道の取組についてでございますが、訪問介護サービスは、地域で暮らす高齢者の生活を支える介護サービス提供体制を確保する上で、重要な役割を担っている中、道では、

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
えでしょうか。訪問介護空白地域を拡大させないために道として取り組んできた施策と効果についてもあわせてお示し願います。 （七）事業所燃料費への支援について 答弁のように、そのほかにも、これまで数次にわたって介護事業所等へ支援措置が国の補正予算を財源にして実施されてきたことは私も承知をしております。でも、移動距離が非常に長いという非効率的なこの北海道においては、それだけでは不十分なわけです。 特に第1回臨時会で成立した「医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費」は、私ども日本共産党道議団の質問で介護事業所等が使用する車両の燃料費にも充当できるということが明らかになりましたけども、これは補正予算の積算にあたっては、車両燃料費は、含まれていないということも同時にわかったわけです。あくまで光熱費分をやりくりするだけであって、総額が増えているわけではない。 訪問介護事業所が縮小すれば、事業所から利用者宅への移動距離がいつそう長くなります。燃料費の増大につながっているわけです。緊急の措置として少なくとも、事業所の車両燃料に対して支援すべきではないか。特にあの市町村を超えて、移動しなければならない、こうしたところには、特段の措置が必要だと思いますけども支援の必要性を伺うとともに、どう対応していくのか、お聞きします。 【指摘等】 広域移動についてはね、東京などの都会に住んでいる方にはあまり理解されないんですよ。知事会として、要望を続けることも必要ですけどもやっぱり北海道やその他広域移動を必要とする地域などと強い立場でですね頑張ってくださいというふうに思います。 （八）地域包括ケアの認識と対応について 国は、住み慣れた地域で在宅で暮らすことを目的として「地域包括ケアシステム」を制度設計しました。この前提は、30分で駆け付けられる圏域を「日常生活圏域」と呼称しているわけです。 しかし実際は、訪問介護事業所の休廃業によって、過疎地域ではこれはもう既に破綻しています。往復100km以上移動して、冬は道路から家まで除雪をして、安全にケアに当たっていると、こういう現状なのです。道の認識としてはどうなっているのか、今後の対応についても併せて伺いたいと思います。	介護事業所への光熱費等や食材料費を対象とした支援金をできるだけ早期にお届けできるよう、申請開始に向けて事務手続きを進めているところでありまして、各事業所における物価高騰の影響の緩和につながるものと考えております。 【福祉局長】 医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費についてでございますが、訪問介護サービスの提供における、移動に係るガソリン代等につきましては、介護報酬の中で包括的に評価されるものでありますけども、現状、本道の地域特性に配慮した加算措置は講じられておりません。 道といたしましては、エネルギー価格や物価高騰によって、公定価格により経営を行う介護事業所に影響が生じる経費につきましては、臨時的な介護報酬の改定などにより、全国一律の対策を講じるよう、引き続き、全国知事会と連携し、国に要望してまいります。 【福祉局長】 地域包括ケアの認識と対応についてでございますが、市町村においては、日常生活圏域において、必要なサービスが受けられるよう、介護保険事業計画を策定しているところであり、全市町村に設置されている地域包括支援センターがご本人や関係機関等からの相談を受けて必要なサービスにつなぐ役割を担い、地域ごとに異なる社会資源の状況を踏まえながら、地域包括ケアシステムの推進を図っていると認識しております。 このため、道では、地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員の相談対応力向上のための研修会や、センター間の連携を図るための意見交換会を開催するなど、支援を行っているところでございます。 道といたしましては、今後ともこうした取組を進めるとともに、本道の地域特性に応じた介護報酬の設定を国へ要望するなど、高齢者の皆様が安心して介護サービスを受けられるサービス提供体制の確保に引き続き努めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【指摘等】 今、局長から、本道の地域特性に応じた介護報酬の設定を国へ要望すると、実現するまで、早期に実現するまで取り組んでいただきたいと申し上げておきます。 （九）市町村・事業所への支援について 新潟県の村上市のことが大きく報道されていますけども、報酬引き下げによる事業所の減収を独自に市が補助し、中頓別町は２３年の４月に、町内の社会福祉法人から訪問介護と通所介護の二事業を引き受けて町営化しているんですね。いずれも民間任せでは地域の介護が守られない、介護崩壊になる懸念から市町村による支援が始まっているものと考えております。 本来は国の責任において行うべきものではありませんけども、国へいくら要望しても実現しない中で、国の対応を待てずに事業者が休廃業に追い込まれている現状に鑑みればですね、介護事業所、介護事業を支える市町村を支援するのが道の責務ではないかと考えるところです。道として市町村・事業所への支援の必要性和今後の対応について伺います。 【指摘等】 旭川のあるドクターがですね、市場原理に任せてはいけない二つのものとして、医療と教育だと、そういう発言をされたということです。私は介護と福祉、こうしたケアワークも同様だと思うんですね。そうした立ち位置に立って、道庁としても頑張っていただくことを強く求めて、次の質問に入ります。	【保健福祉部長兼感染症対策監】 今後の対応についてでございますが、訪問介護サービスは、地域で暮らす高齢者の方々の生活を支える重要な役割を担っているものと認識をしております。 道といたしましては、処遇改善加算を事業所に有効に活用していただくよう、未取得の事業所への要請を行っておりますほか、介護事業所の負担軽減に向けた支援金を早期に支給できるよう事務を進めているところでございます。 道といたしましては、長引く物価高騰や介護人材不足など、介護サービスを地域で支える事業者の経営は、大変厳しい状況にあると承知をしており、国に対しまして、本道の地域特性や事業所規模をはじめ、介護職員等の適切な給与水準が確保される介護報酬を設定するよう要望するなど、高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して介護サービスを利用できるよう、事業所への支援に努めてまいります。